

伊豆沼・内沼自然再生協議会規約

(目的)

第1条 本会は、伊豆沼・内沼自然再生協議会（以下「協議会」という。）と称し、伊豆沼・内沼の自然再生の推進に必要な事項の協議を行うことを目的とする。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、伊豆沼・内沼及びその流域とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、伊豆沼・内沼に係る次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画案についての協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他自然再生の推進のために必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然環境に関し専門的知識を有する者
 - (2) 自然再生事業に参加しようとする団体又は法人の代表者
 - (3) 自然再生事業に参加しようとする地域住民
 - (4) 国の関係行政機関及び関係地方公共団体の職員
- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の委員の任期は、この規約の施行の日から平成23年3月31日までとする。

(途中参加委員)

第5条 協議会は、前条第2項に定める任期中において、委員からの推薦があり、第9条に規定する会議の議決が得られた場合には、新たな委員を途中参加させることができる。

2 前項の規定により途中参加する委員の任期は、第4条に規定する委員の残任期間とする。

(構成員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 所属する団体又は法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 委員を辞任しようとする者は、第11条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会は、その運営に著しい支障を来す場合は、第9条に規定する会議の議決に基づき一部の委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 構成委員のうち、第4条第1項第2号及び第4号に規定する委員にあっては、その指定する者を協議会の会議に代理で出席させることができる。
- 3 協議会の会議は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認めた場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

第10条 協議会の会議は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則として公開する。

- 2 協議会の会議を開催する場合は、日時、場所等についてあらかじめ広く周知を図る。
- 3 協議会の会議の資料は、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議の議事結果は、要旨を取りまとめて議事要旨とした上で、ホームページ等で公開する。

(運営事務局)

第11条 協議会の会務を処理するために運営事務局を置く。

- 2 事務局は、環境省東北地方環境事務所、宮城県環境生活部、栗原市市民生活部環境課、登米市市民生活部環境課、公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団で構成し、共同で運営する。
- 3 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 第9条に規定する会議の議事に関する事項
 - (2) 第10条に規定する会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
 - (3) その他協議会が付託する事項

(規約改正)

第12条 この規約は、第4条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の議決により、改正することができる。

(運営細則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年9月7日から施行する。